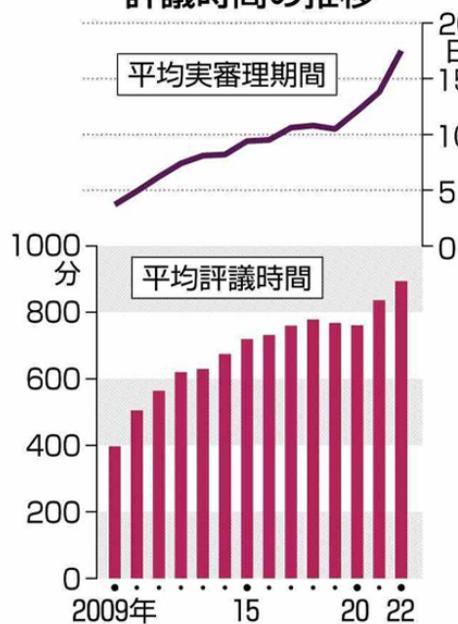



裁判員裁判の実審理期間と評議時間の推移


裁判員裁判の初公判から判決までにかかる日数「実審理期間」が昨年1年間は平均17・5日となり、制度初年だった2009年の3・7日と比べて5倍近くまで伸びたことが19日、最高裁のまとめで分かった。裁

法廷が開かれる回数は昨年1一方、事件ごとに公開の事件ごとに公開の時間が昨年平均が894分で、09年の397分から2倍超となつた。

裁判員裁判

評議時間は2倍超 辞退者7割 高止まり

平均が5・4回で、09年の3・3回から微増。実審理期間の伸びは裁判員らの負担を考慮して審理日程の余裕を確保し、評議に時間を

使うようにした影響とみられる。

ただ、ここ数年は裁判員候補者に選ばれて辞退した人の割合が7割近くで高止まりしており、審理日程の長期化に伴って仕事や家庭の事情などを抱える多くの人が裁判員裁判に参加しないのが理由だ。

裁判員候補者に選ばれた人の割合は09年に53・1%だったが、17年以降は66・67%台で推移。昨年は67・4%で過去最高だった。

市民団体「裁判員ネット」

の代表を務める大城聰弁護士は「裁判員裁判は重大な刑事案件を扱う上、市民の裁判で判決を受け、うち実審理期間が「11日～20日」だったのが最多で264人。「6日～10日」が23人と続いた。40日を超えたケースも53人いた。評議の時間は「840分超」が311人で最多だった。

実審理期間14年で5倍

審理日程の組み方に関するアンケートで「裁判所に来る日数を少なくした方がよかつた」の15・1%は「多くした方がよかつた」の11・9%を上回ったが、最も多は「どちらともいえない」の71・7%だった。

裁判員候補者に選ばれた人が仕事などを理由に辞退した人の割合は09年に53・1%だったが、17年以降は66・67%台で推移。昨年は67・4%で過去最高だった。

市民団体「裁判員ネット」

の代表を務める大城聰弁護士は「裁判員裁判は重大な刑事案件を扱う上、市民の裁判で判決を受け、うち実審理期間が「11日～20日」だったのが最多で264人。「6日～10日」が23人と続いた。40日を超えたケースも53人いた。評議を充実させる必要があり、実審理期間がある程度長くなるのは仕方ない」と指摘。一方で「あまりに長くなるのは仕方ない」と

くるると日常生活にも影響していく。仕事や介護、育児などの事情を抱える人たちを社会全体で支える仕組み作りが今以上に必要だとしている。

争点絞り迅速化を

裁判員制度に詳しい専修

大の飯考行教授(法社会学)の話 被告が起訴内容を否認している事件では審理期間の長期化が顕著だ。また最近は防犯カメラ映像や電子メールなどの客観証拠が増え、証拠調べに時間がかかる面もある。ここ

数年では被告が新型コロナウイルスに感染して審理が長引いたケースもある。長引いたケースもある。期化の要因はさまざまだが、不必要に長くなれば裁判員に参加できる人も限られる。あらかじめ公判前整理手続きで争点などをきっちり絞り、法廷では的確な証拠調べを進め、迅速な裁判を実現していくべきだ。



年 組 名前

道新で
ワークシート

- ① 裁判員裁判で近年課題となっていることにはどのようなことがあるか、記事の中から読み取って書きましょう。

- ② 市民団体「裁判員ネット」の代表が指摘していることを二点、記事の中から読み取って書きましょう。